

公示 第482号

平成30年3月1日

東洋水産健康保険組合
理事長 小倉清孝

健康保険一般保険料負担割合の公示について

標記の件につき、東洋水産健康保険組合第112回組合会にて
可決しましたので、以下の通り公示します。

◆ 変更内容

第44条を

(一般保険料の負担割合)

第44条 一般保険料額の108分の60は事業主、108分の48は
被保険者において負担する。

(小数点第一位を四捨五入する。)

に改める。

◆ 施行日

この規約は、平成30年3月1日から施行する。

以上